

# 遺言信託



あなたの「思い」を未来へ託す。  
それが、遺言信託です。

# 元気なうちに準備をしましょう！ 相続のご相談承ります！！

面倒を見てくれている子供の  
配偶者にも感謝の気持ちを伝えたい。

子供がいないので、  
配偶者が自分の親族と遺産分割協議を  
しなければならないので心配…。

相続の為に  
何を準備しておけば  
良いのか分からない…。

孫にも相続財産を  
渡したい。

跡継ぎに不動産を  
相続させたい。

子供は仕事が忙しいので、  
相続手続きをする  
時間がないかも…。



こんなときは、  
第四北越銀行の「遺言信託」にお任せください！  
お客さまと相続人さまのお役にたちます！

遺言を作成しておけば

**遺言者さまの考えが尊重されます**

遺言者さまの意思で、相続財産を分けることができます。

**遺産分割協議が不要です**

遺産分割協議が不要となり、相続人さまの負担が軽減されます。

※将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。▶▶▶ 4ページへ

第四北越銀行の「遺言信託」なら

**遺言作成時には…**

- ① 当行が遺言作成のお手伝いをいたします。
- ② 作成した遺言は、当行が相続発生時までお預かりします。

**将来の相続発生時には…**

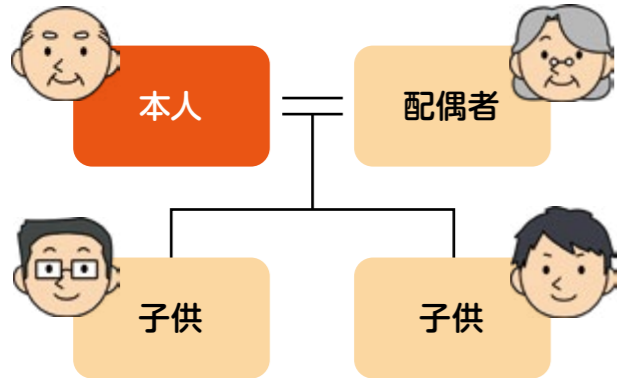
- ① 当行が遺言執行者となって金融資産等の相続手続きを行います。
- ② 相続人さまのよき相談相手となれます。

※相続発生時における主な手続きの流れを確認してみましょう。▶▶▶ 8ページへ

# 将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう！

## 相続の権利について

### ケース① 子供がいる場合



#### 相続検討のポイント /

相続発生時の手続きは誰が行うのか。

配偶者にどの程度の資産を遺すのか。

子供たちにどのような配分で遺すのか。

#### 法定相続割合と遺留分

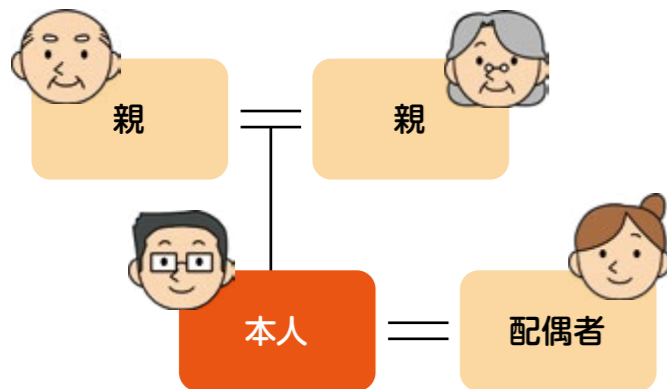
※遺留分については7ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と子供	子供のみ
配偶者		1/2 (遺留分 1/4)	—
子供		1/2 (遺留分 1/4)	全部 (遺留分 1/2)

※子供が複数いる場合には、権利を人数で等分することになります。

※子供が先に亡くなっている場合には、その子供(孫)に権利が代襲されます。

### ケース② 子供がいない、親がいる場合



#### 相続検討のポイント /

相続発生時の手続きは誰が行うのか。

ご両親にも法定相続分や遺留分があります。

配偶者は、義理のご両親と遺産分割協議が必要になります。

#### 法定相続割合と遺留分

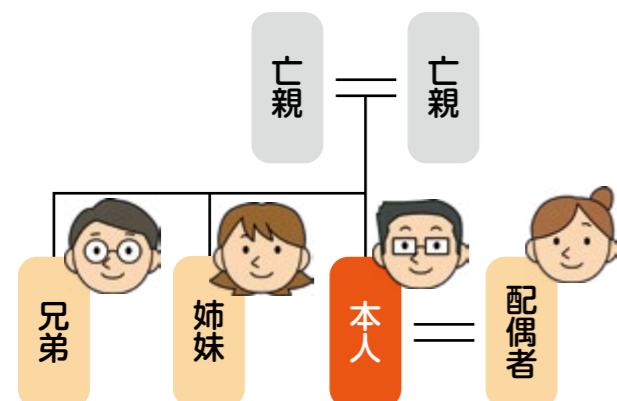
※遺留分については7ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と父母等(直系尊属)	父母等(直系尊属)のみ
配偶者		2/3 (遺留分 1/3)	—
父母等(直系尊属)		1/3 (遺留分 1/6)	全部 (遺留分 1/3)

※両親が共に健在である場合には、上記権利を等分することになります。

※両親が亡くなっている場合でも、祖父母が存命の場合には祖父母に相続する権利があります。

### ケース③ 子供がいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



#### 相続検討のポイント /

相続発生時の手続きは誰が行うのか。

配偶者は、義理のご兄弟姉妹甥姪と遺産分割協議が必要になります。

遠方にお住まいの方がいたりすると、とりまとめが大変です。

#### 法定相続割合と遺留分

※遺留分については7ページを併せてご確認ください。

相続人	相続人の組合せ	配偶者と兄弟姉妹	兄弟姉妹のみ
配偶者		3/4 (遺留分 1/2)	—
兄弟姉妹		1/4 (遺留分なし)	全部 (遺留分なし)

※兄弟姉妹が複数いる場合には、上記権利を等分することになります。

※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、その子供(甥姪)に権利が代襲されます。

## 公正証書遺言について

遺言には、いくつかの種類があり、それぞれの要式が法律で定められています。なかでも代表的なものが「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。不要なトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するために、公正証書遺言の作成をお勧めいたします。

	自筆証書遺言 (遺言者本人が自筆で作成する。)	公正証書遺言 (公証役場で作成する。)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分自身のみで、手軽に作成できる。</li> <li>●作成費用がかからない。</li> <li>●誰にも内容を知られずに作成することができる。</li> <li>●気軽に書き直しができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言者の意思を正確に遺言書にしてもらえる。</li> <li>●形式不備の恐れがなく確実な遺言が作成できる。</li> <li>●紛失、隠ぺい、改ざんのリスクがない。</li> <li>●相続発生時には、家庭裁判所の検認の手続きをせずに、遺言執行者が手続きできる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来確実に手続きができる遺言にするには、一定の知識が必要。</li> <li>●形式不備などにより無効になる恐れがある。</li> <li>●紛失、隠ぺい、改ざん等により遺言書の内容を実現できない恐れがある。</li> <li>●相続発生時には、家庭裁判所にて検認の手続きが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公証役場を訪問するなど一定の手間がかかる。</li> <li>●公正証書費用が必要となる。</li> <li>●公正証書遺言の作成には、証人として利害関係が深くない人、2人以上の立会いが必要となる。</li> <li>●公証人や証人(立会者)などに遺言の内容を知られる。</li> <li>●遺言内容を変更する際には、再度公証役場での手続きが必要。</li> </ul>

## 相続にかかわる豆知識

### 遺留分

兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。

※遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、遺言により財産を承継した他の相続人等に「遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求すること」ができます。

### 寄与分・特別の寄与

被相続人の事業を手伝ったり、療養介護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を「寄与分」といいます。

一方、相続人以外の親族が同様に特別に貢献した場合には、一定要件のもとに、相続人に対し「特別寄与料」の支払いを請求できます。

なお、特別に貢献した人に対しては、遺言でも配慮することができます。

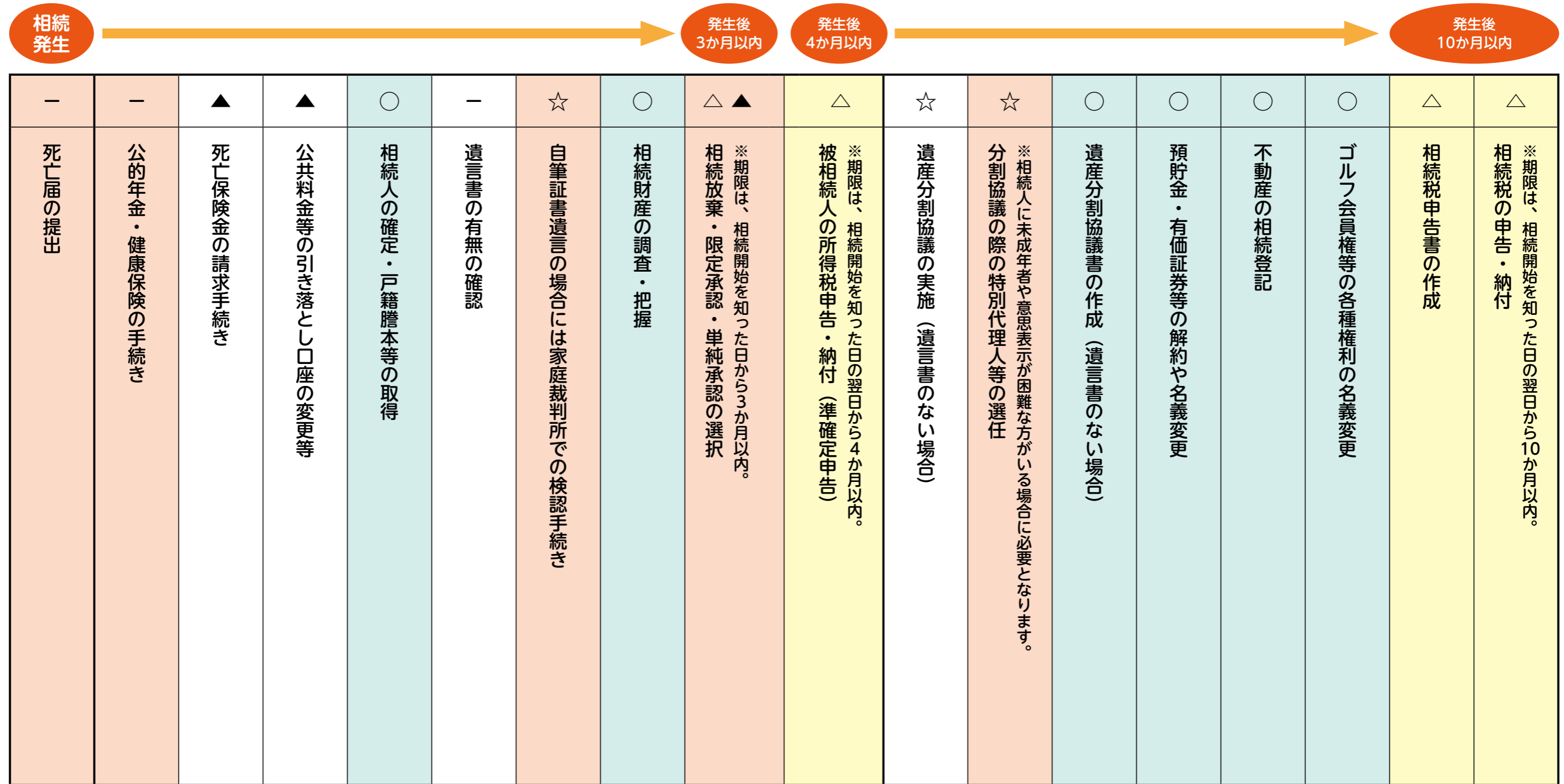
### 特別受益

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与等を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。

その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。

この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。

# 相続発生時における主な手続きの流れ



## 相続に関する手続きの種類

- 公的機関等の手続き
- 相続財産関係の手続き
- 税金関係の手続き

## 第四北越銀行がお手伝いできる業務

- 当行が遺言信託で代行します。
- △ 専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いします。
- ▲ 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。
- ☆ 遺言信託を利用している場合に、不要となる手続き。

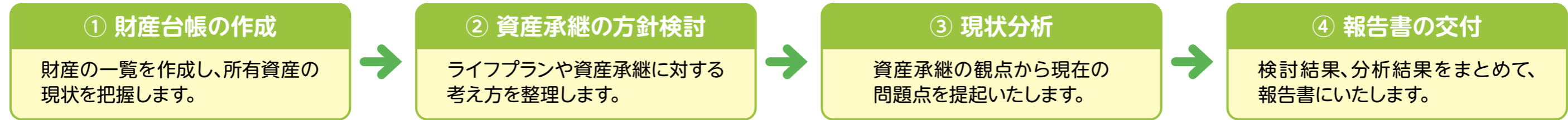
## 遺言信託のポイント

- ★ 相続に関する手続きの多くを、当行が代行したり、お手伝いすることができます。
- ★ 相続人さまの相続手続きに関する不安や負担を軽減することができます。
- ★ 遺言信託により、あらかじめ準備をすることで、将来の相続発生時の円滑な資産承継が期待できます。

第四北越銀行では、お客さまの円滑な資産承継をサポートするために、以下の商品をご用意しています。

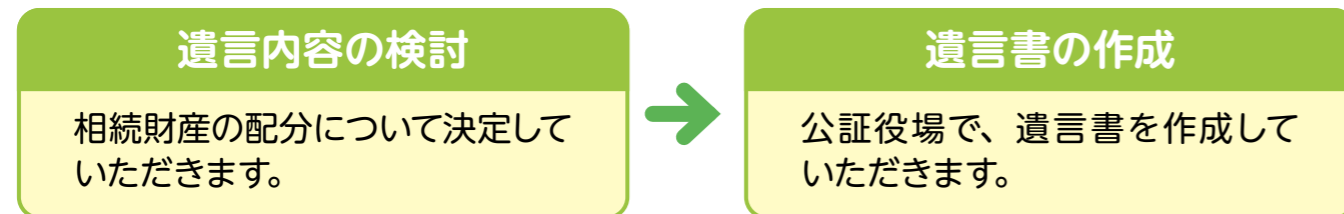
## 遺言作成サポートサービス

### ●資産配分の事前検討 ※お客さまの遺言内容の検討をサポートします。



## 遺言信託（遺言執行引受承諾業務）

### ●遺言作成時



### 遺言信託のメリット（当行が以下の手続きをいたします。）

- お客さまの考えに基づき当行が遺言書の文案を作成いたします。
- 公証役場との事前打ち合わせの必要がなくなります。
- 公証役場での証人として、当行職員が立ち会います。

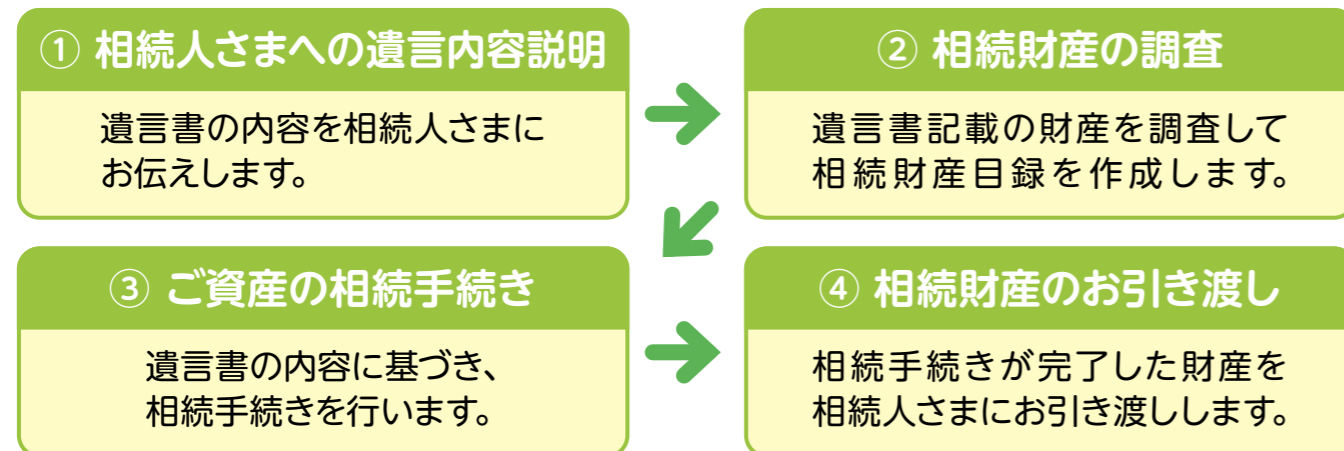
### ●遺言保管時



### 遺言信託のメリット（当行が以下の手続きをいたします。）

- 遺言書を厳重に保管いたします。
- お気軽に遺言内容の変更をご相談いただけます。

### ●遺言者逝去時 ※死亡通知人の方から銀行へ連絡していただきます。



### 遺言信託のメリット（当行が以下の手続きをいたします。）

- 相続人さま全員に遺言内容をお伝えします。
  - 当行以外の金融機関等に預けられている財産も調査をいたします。
  - 遺言書の内容に基づき相続手続きをいたします。
- ※但し、事情によってはやむを得ず、執行手続きを行わない場合があります。





この商品に関するお問い合わせは



コールセンター 0120-86-4464  
HP <https://www.dhbk.co.jp/>